

志學館大学大学院心理臨床学研究科委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学大学院学則第13条第2項の規定に基づき、志學館大学大学院心理臨床学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 研究科委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、研究科長が必要と認めるときは、准教授、専任の講師、助教及び助手を加えて組織することができる。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科を担当する専任の教授

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項を決定するに当たり意見を述べるため、次の各号を審議する。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育課程の編成その他の教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると定める事項
- 2 研究科委員会は前項に規定するもののほか、次に掲げる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 研究科の教育・研究に関する規程等の制定改廃に関する事項
 - (2) 試験及び単位の認定に関する事項
 - (3) 学生の身分及び賞罰に関する事項
 - (4) 学生の厚生補導に関する事項
 - (5) 教員の身分に関する事項
 - (6) その他、学長又は研究科長の諮問する事項

(委員長)

第4条 研究科委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

(会 議)

第5条 委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

- 2 第3条第2項第5号の審議は、第2条本文の規定により行うものとする。
- 3 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立する。ただし、校務のために出席できない者及び1ヶ月以上の休暇、休業又は休職中の者は構成員の定数に算入しないものとする。
- 4 議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。
- 5 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第6条 研究科委員会の事務は、総務課が処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、研究科委員会の議を

経て学長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成17年4月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年8月23日から施行する。

2 この規程施行日以前に定められていた志學館大学人間関係学部教授会、法学部教授会及び大学院心理臨床学研究科委員会規程第3条第1項第3号に基づく学長が定める事項（学長裁定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年3月10日から施行する。